

# ○津山工業高等専門学校職業紹介業務運営規程

〔 昭和58年2月1日  
規 程 第 3 号 〕

改正 平成元年5月10日規程第9号 平成17年12月31日規程第10号  
平成28年4月27日規程第24号

(趣旨)

**第1条** 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生，卒業生及び中退者（以下「学生等」という。）の就職に関して，職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき，本校が行う職業紹介業務（以下「職業紹介」という。）の運営については，この規程に定めるところによる。

(無料紹介)

**第2条** 本校が行う職業紹介は，無料とする。

(総括)

**第3条** 校長は，本校における職業紹介を総括する。

(職業紹介の担当者)

**第4条** 本校に，職業紹介の担当者を置き，進路支援委員会委員に任命された者をもって充てる。

(職業紹介の事務)

**第5条** 職業紹介の事務は，学生課において処理する。

(求人申し込み受理)

**第6条** 校長は，すべての求人申し込みを受理する。ただし，申し込みの内容が次の各号の一に該当する場合には，受理しないことがある。

- (1) 法令に違反しているとき。
- (2) 賃金，労働時間その他の労働条件が，通常の条件に比べて著しく不相当と認められるとき。

**第7条** 求人申し込みをしようとする者（以下「求人者」という。）は，求人票に求人条件，労働条件等を記入して校長に提出しなければならない。

(求職申し込み受理)

**第8条** 校長は，すべての求職申し込みを受理する。ただし，申し込みの内容が，法令に違反しているときは，受理しないことがある。

**第9条** 学生等で求職の申込みをしようとする者（以下「求職者」という。）は、所定の求職票に必要事項を記入して校長に提出しなければならない。

（求職者指導）

**第10条** 校長は、求職者の適否を決定するために必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

（労働条件の明示）

**第11条** 校長は、職業の紹介にあたり、求職者に対し求人条件、労働条件等を明示する。

（均等待遇）

**第12条** 校長は、職業の紹介にあたり、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等を理由とする差別的取扱いをしない。

（紹介の原則）

**第13条** 校長は、求職者に対して、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

（労働争議への不介入）

**第14条** 校長は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われている事業所には、求職者を紹介しない。

（秘密の厳守）

**第15条** 校長は、職業紹介に関して知り得た求職者又は求人者の個人的な情報はすべて秘密とし、他に漏らさない。

（法令の準拠）

**第16条** 校長は、職業紹介に関して、必要に応じて、津山公共職業安定所長と協議するものとする。

（雑則）

**第17条** この規程に定めるもののほか、職業紹介の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、昭和58年2月1日から施行する。

2 無料職業紹介事業業務運営規程（昭和42年6月9日実施）は、廃止する。

附 則（平成元年5月10日規程第9号）

この規程は、平成元年5月10日から施行する。

附 則（平成17年12月31日規程第10号）

この規程は、平成17年12月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28年4月27日規程第24号）

この規程は、平成28年4月27日から施行する。